

# 一般社団法人医療情報標準化推進協議会

## パブリックコメント募集に関する規程

### 第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人医療情報標準化推進協議会（以下本法人と称す）が医療情報標準化指針申請の取扱いに関する規則第8条で定める、申請された HELICS 標準化指針に対する意見を、広くその利用者から求める、パブリックコメントの募集方法について定める。

### 第2章 パブリックコメントの募集方法

(募集)

第2条 HELICS 標準化指針に対するパブリックコメントは標準化委員会が募集する。

- 2 パブリックコメントの募集は、本法人のホームページに掲載して実施する。
- 3 パブリックコメントの募集期間は、原則1カ月とし、必要に応じて最長2カ月とすることが出来る。
- 4 意見は、パブリックコメントの募集用メールアドレスへの投稿によって募集する。
- 5 事務局は、パブリックコメントの募集について会員に周知する。

### 第3章 パブリックコメント意見への対応

(意見への対応)

第3条 審査委員会あるいは審査を引き継いだ標準化委員会は、収集されたパブリックコメントの意見に対する回答と対応を検討する。

- 2 前項で、審査委員会あるいは標準化委員会は、必要に応じて当該 HELICS 標準化指針の申請団体と対応を調整する。

### 第4章 パブリックコメント規程の改廃

(本規程の改廃)

第4条 本規程は、標準化委員会の決議により改廃できる。

- 2 標準化委員会は改廃の結果を理事会に報告する。

附則

本規程は 2021 年（令和3年）12月27日より施行する。